

第5次印西市地域福祉計画（案）
市民意見公募手続（パブリックコメント）の結果

| 案 件 | 第5次印西市地域福祉計画（案） | | |
|---------|----------------------------|----------------------|----|
| 募 集 期 間 | 令和7年12月26日（金）～令和8年1月16日（金） | | |
| 意見の提出 | 9件（2名） | | |
| 意見の取扱い | 修正 | 案を修正するもの | 5件 |
| | 既記載 | 既に案に盛り込んでいるもの | 0件 |
| | 参考 | 案には反映できないが今後の参考とするもの | 0件 |
| | その他 | 案には反映できないが意見として伺ったもの | 4件 |

■ 市民意見公募手続（パブリックコメント）における意見及び意見に対する対応

| 番号 | 該当ページ | 意見 | 意見に対する対応 |
|----|-------|---|---|
| 1 | | <p>全ての基本は子供が増える事。 地方自治体も国も様々な問題を抱えているからそれぞれの課題に政策が必要ではあるが、例えば人手不足も消費の停滞も税収不足も国防力も年金問題も、今すぐの解決には繋がらないが20年我慢すれば今年生まれた子供達が働き手になり、消費者になり、納税者になり、年金をも支えるようになる。 ピークには200万人を超えた出生数が今やその半分にも満たない。この現状をひと時でも早く、去年より今年、今年より来年と出生数がプラスに転じるような対策が絶対が必要。 この晩婚化や未婚化の時代にあって子供0人から1人にするのは相当難しいが、子供1人の家庭に2人目、子供2人の家庭に3人目などはしっかり予算をあてた政策を行えば必ず実現すると考える。 急激な子供の増加は保育士不足の懸念もあるが、ママ（パパ）が保育園などに子供を預けて仕事に（稼ぎに）行く必要がなくなるような補助金、例えば子供1人に毎月10万円（3人いれば30万円）などすれば子供を家庭で面倒みる事ができるから行政サービスで保育の面倒もみなくて済む。 子供のいる家庭だけに政策が偏り過ぎとの意見もあるかもしれないが、冒頭申し上げたようにその子供達が生まれて20年もすれば将来的に全ての国民がその恩恵の受益者になる。 今その原資が税収財源として無くても、20年我慢し国債や地方債で賄ってでも1丁目1番地の政策として取り組んで頂く事を提言致します。 本来であれば国が真っ先に率先してやるべき政策だと考えるが、印西市が真っ先の率先してやるべき政策だと考えるが、印西市が国に先駆け政策を稼働させ、他の自治体にもムーブメントを引き起こして欲しい。 印西市とそして日本国の未来の為に是非前向きなが検討をお願いします。</p> | <p>意見の取扱い：【その他】</p> <p>地域福祉計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項をお示ししております。いただいたご意見は、個別の計画のご提案であることから、関係課と情報共有させていただきます。</p> |

| 番号 | 該当ページ | 意見 | 意見に対する対応 |
|----|----------------------------|---|---|
| | | い致します。 | |
| 2 | 2枚目 36 42 | 白紙となっておりますが、意図的なものでない場合、紙資源の観点からもご確認いただければと思います。 | <u>意見の取扱い：【その他】</u> ご意見として伺います。 |
| 3 | 4枚目 (目次) ほか | 「SDG s」の記載がありますが、一般的にはスペースを入れない「SDG s」が正しい表記とされています。同様の記載が複数箇所に見受けられますので、表記の統一をご検討ください。 | <u>意見の取扱い：【修正】</u> ご意見のとおり「SDG s」に修正させていただきます。 |
| 4 | 3 | 「成年後見制度利用促進基本計画（P36～）、重層的支援体制整備事業計画（P41～）、地方再犯防止推進計画（P33）を一体的に策定します。」とありますが、実際の掲載ページとの整合について念のためご確認をお願いします。 | <u>意見の取扱い：【修正】</u> ご意見のとおり「成年後見制度利用促進基本計画（P37～）、重層的支援体制整備事業計画（P43～）、地方再犯防止推進計画（P33）を一体的に策定します。」に修正させていただきます。 |
| 5 | 7 | 「向た」という記載がありますが、「向けた」の誤記と思われます。 | <u>意見の取扱い：【修正】</u> ご意見のとおり「向けた」に修正させていただきます。 |
| 6 | 8 | 「地域福祉活動を実践しているもの」との表現がありますが、人を指す文脈であるため、「地域福祉活動を実践をしている者」とした方が行政文書として適切ではないかと考えます。 | <u>意見の取扱い：【修正】</u> ご意見のとおり「地域福祉活動を実践している者」に修正させていただきます。 |
| 7 | 10 | 「子供向けのNPO活動を、学校で発信」とありますが、「子ども向けのNPO活動」とする方が自然と思われれます。 | <u>意見の取扱い：【修正】</u> 市の統一表記として「子ども向けのNPO活動」に修正させていただきます。 |
| 8 | 11 16 19 22 31 | 「こども」という表記について、固有名詞を除き「子ども」に統一することも一案かと思われれます。表記方針の整理をご検討ください。 | <u>意見の取扱い：【その他】</u> 市では「こども基本法」で「こども」とは「心身の発達の過程にある者」と定義しており、こども家庭庁でも「こども」の使用を推奨していることから、原則として、平仮名表記「こども」を統一表記とし |

| 番号 | 該当ページ | 意見 | 意見に対する対応 |
|----|--------------------------|--|---|
| | 46 | | <p>ております。また、国の法令や制度、市の条例・規則等に基づく用語や他文献からの引用、固有名詞などについては「子ども」と表記しております。</p> <p>P11の個別計画に基づく市の状況で使用されている「子ども」、「こども」の表記は計画に沿ったものになります。</p> |
| 9 | 3 4 27 35 46 | <p>「障害/障がい」表記について（重要）</p> <p>「障害者」「障害児」という表記が見受けられます。施設名や引用元の公文書表記を尊重した結果であることは理解しておりますが、市の地域福祉計画として、「障がいのある人」の視点にどこまで配慮できているかは、計画全体の姿勢として重要な点であると考えています。</p> <p>表記の在り方そのものが、障がいのある人に寄り添う姿勢として受け取られることも少なくありません。つきましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市としての基本的な表記方針を整理すること ・可能な範囲で、公文書や施設名称についても将来的な見直しの方向性を示すことについて、ご検討いただけないでしょうか。 | <p>意見の取扱い：【その他】</p> <p>市では「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」などの法令や、「障害者手帳」といった固有名詞、団体の名称等は漢字の「障害」を使用し、それ以外は「障がい」と表記しております。</p> |